制度趣旨・概要

参考資料１

制度趣旨

大学と同様に、基準によらない高専の創意工夫に基づく先導的な取組を促進し、その効果検証を踏まえ今後の高等専門学校設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、認定を受けた高専に設置基準の一部の規定によらない取組を認めるもの（令和4年10月1日施行）。

制度概要

一定の要件を満たす高専が先導的な取組を行うため、学科等の教育活動を単位として申請計画書等を文部科学大臣へ提出し、有識者会議等において要件の適合性を確認した上で所定の認定基準に適合すると認められた場合、文部科学大臣が当該高専を認定することにより、教育課程等の特例が適用され、当該高専の学科等において、**当該申請計画書で記載される高専設置基準の規定（特例対象規定※）によらない当該申請計画書に基づく教育活動が可能**となる制度。

※特例対象規定

第15条　1年間の授業期間（原則35週）
第17条第1項　授業科目の自ら開設の原則
第17条第5項　学修単位として算定できる単位数の上限（60単位）
第18条第2項　遠隔授業により修得できる卒業要件単位の上限（60単位）
第19条　他の高専で修得した単位の認定（原則60単位以内）
第20条第2項、3項　大学等及び外国の大学・高等学校等における学修に係る単位認定（他高専での修得単位等と合わせて原則60単位以内）
第25条　校地及び校舎の面積基準

○ 高等専門学校設置基準 （昭和三十六年文部省令第二十三号）（抄）

第七章　教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例

第二十八条　この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、高等専門学校が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う高等専門学校であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第十五条、第十七条第一項若しくは第五項、第十八条第二項、第十九条、第二十条第二項若しくは第三項又は第二十五条の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2　教育課程等特例認定高等専門学校（前項の規定により認定を受けた高等専門学校をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。